

I. 庶務関連事項 4. 終身会員に関する細則の改定

○終身会員に関する細則

第1条 定款第6条(4)に基づき、終身会員に関する事項は本細則に定める。

第2条 正会員で年齢が70歳以上の者が、次の各号のいずれかに該当したときは、本細則第3条に定める名誉会員・終身会員推薦委員会の議を経て、理事会は終身会員として推薦することができる。

(1) 40年以上にわたって正会員である者

(2) 理事又は監事(通算4期 計8年以上)、評議員(通算6期 計12年以上)として、本学会の発展に貢献した者。

第3条 終身会員推薦のため、名誉会員に関する細則第3条に定める名誉会員・終身会員推薦委員会(以下、「推薦委員会」と称す)を置く。

2 推薦委員会は、終身会員該当者の有無及び該当者の審議を行い、その結果により候補者を推薦する場合は、書面をもって理事会に推挙する。

第4条 終身会員は会費を免除し、「栄養学雑誌」の購読料を無料とする。

第5条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 任意団体日本栄養改善学会において、本細則第2条(2)の役員と同等の職務に相当する役員を務めた者には、本細則を適用する。

2 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

3 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成26年4月26日から施行する。

I. 庶務関連事項 5. 役員選出方法の見直し—関連細則の改定—

○理事長及び副理事長に関する細則

第1条 定款第13条第2項、第14条第2項、第15条第1項及び第2項に基づき、理事長及び副理事長に関する事項は本細則に定める。

第2条 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第3条 理事長及び副理事長を選出するため、次期理事長及び次期副理事長選出理事会を開催する。

2 次期理事長及び次期副理事長選出理事会は、現理事長が招集し、その議長となる。

3 次期理事長及び次期副理事長選出理事会は、選挙により選出された理事候補者(理事に関する細則第3条)で構成する。

第4条 理事長の選出方法は次の各項による。

1 選出は、無記名投票とし、選挙により選出された理事候補者の過半数を、獲得した者を理事長とする。なお、現理事長が、選挙により選出された理事候補者でない場合には、次期理事長選出の選挙権を持たない。

2 第1回投票の結果、選挙により選出された理事候補者の過半数を獲得した者がいない場合には、第2回投票を行う。第2回投票は、第1回投票の結果、上位2位以内の得票者を被選挙者とする。

3 第2回の投票の結果、1位の者を理事長とする。なお、第2回投票の結果、1位の者が2名以上の場合には、最年長者を理事長とする。

第5条 理事長が任期中に辞任した場合には、理事会の議を経て、副理事長が、理事長に就任する。但し、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

2 理事長が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の理事長は、本条第1項に準じて、副理事長が、理事長に就任する。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第6条 副理事長の選出は、理事長の選出後に行うものとする。選出方法は、第4条に準ずる。但し、「理事長」を「副理事長」とする。

第7条 副理事長が任期中に辞任した場合には、全理事の互選により、後任の副理事長を選出する。選出方法は第6条に準ずる。但し、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

2 副理事長が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の副理事長は、本条第1項に準じて選出する。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第8条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

2 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成27年(2015年)11月1日に就任する理事長及び副理事長候補者の選出時から施行する。

○理事に関する細則

第1条 定款第13条第1項(1)、第14条、第15条第3項、第16条及び第17条に基づき、理事に関する事項は本細則に定める。

第2条 理事は、次の手順を経て、総会において選任する。

- (1) 理事候補者の選出。
- (2) 評議員会の議及び総会における選任の議。

第3条 理事候補者の選出方法は次の各項による。

- 1 理事候補者は支部会別に選出する。
- 2 理事候補者を選出するため、選挙を行う。
- 3 支部会選出理事候補者定数は、次により理事候補者選挙管理委員会が定め、理事会に報告する。なお、支部会選出理事候補者総数は、14人以上24人以内とする。
 - (1) 支部会選出理事候補者定数は当該支部会所属の評議員25人につき1人とする。但し、評議員数が25人に満たない支部会の理事候補者定数は1人とする。
 - (2) 基準となる評議員数は選挙年前年の11月1日現在とする。
- 4 理事長は、本条の規定にかかわらず、専門分野及び職域等を配慮して別に2人以内の理事候補者を指名することができるものとする。

第4条 理事候補者選挙管理委員会は次の各項による。

- 1 理事候補者選挙に関する事項は理事候補者選挙管理委員会（以下「委員会」と称す）が行う。
- 2 委員会の委員は理事会において正会員の中から5人を選び、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の委員長は委員の互選による。
- 4 委員の任期は当該選挙の終了までの期間とする。
- 5 委員会の事務は学会事務局で行う。
- 6 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

第5条 選挙権及び被選挙権は、当分の間、評議員とする。

第6条 選挙は次の各項による。

- 1 支部会選出理事候補者は当該支部会の評議員が当該支部会の評議員（就任日に満70歳未満である者）の中から選出する。
- 2 投票は当該支部会の評議員の中から当該支部会選出理事候補者（定数内有効）を記入するものとする。
- 3 選挙期日は委員会が決定し、学会誌掲載その他の方法で会員に告示しなければならない。
- 4 開票は委員会が行う。
- 5 同数得票数のある場合は、委員会において抽選によって決定する。
- 6 当選者への通知は委員会が行い、理事候補者承引の諾否を書面により確認する。

第7条 当選者の辞退等により欠員が生じた時は、理事候補者を辞任したものとし、次点者を繰り上げ当選とする。

第8条 本細則第3条の規定にかかわらず、厚生労働省栄養指導室長は、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事を務める（指定職理事）。

2 本条に定める理事が、任期中に指定職から異動した場合は、その異動日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、同一の指定職後任者とし、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第9条 本細則第3条の規定にかかわらず、日本栄養士会の推薦を受けた者は、日本栄養士会代表役員として、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事を務める（指定幹理事）。

2 本条に定める理事が、任期中に、日本栄養士会の役員改選等により日本栄養士会代表役員の使命を果たせなくなったときには、直ちに退任するものとする。後任の理事候補者は日本栄養士会の推薦を受けた者とする。後任の理事候補者は、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第10条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 理事が任期中に辞任した場合は、後任の理事候補者は、本細則第3条第4項及び第7条に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

2 理事が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本条第1項に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第12条 支部会選出理事が任期中にその支部会から移動した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本細則第7条に準じて選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、理事としての任務につく。但し、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

2 前項の規定にかかわらず理事長、副理事長及び本細則第13条に定める所掌を担当する理事が、任期中にその支部会から移動した場合は、任期満了まで引き続きその任務につく。

第13条 理事長の指名により、理事は次の所掌を分担する。

- (1) 庶務担当理事は、本学会の庶務的事項に関与する。
 - (2) 財務担当理事は、本学会の予算に関する事項に関与する。
 - (3) 編集担当理事は、本学会の学会誌「栄養学雑誌」に関する事項に関与する。
 - (4) 学術担当理事は、本学会の学術事業等に関する事項に関与する。
 - (5) 広報担当理事は、本学会の広報に関する事項に関与する。
 - (6) 国際担当理事は、本学会の国際活動に関する事項に関与する。
- 2 前項の所掌のほか、理事長は必要に応じて、理事会の議決を経て、特命の担当理事を設けることができる。

第14条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

- 2 本細則の改定は、平成17年(2005年)8月27日の理事会の議を経て、平成17年8月27日から施行する。
- 3 本細則の改定は、平成19年(2007年)1月28日の理事会の議を経て、平成19年1月28日から施行する。
- 4 本細則の改定は、平成21年(2009年)8月8日の理事会の議を経て、平成21年8月8日から施行する。
- 5 本細則の改定は、平成22年(2010年)8月21日の理事会の議を経て、平成22年8月21日から施行する。
- 6 平成23年(2011年)11月1日に就任する理事候補者の選出にあたっては、本学会設立当初から連続して理事を務める者のみ、本細則第10条を適用する。
- 7 本細則の改定は、平成25年(2013年)1月12日の理事会の議を経て、平成25年1月12日から施行する。
- 8 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成27年(2015年)11月1日に就任する理事候補者の選出時から施行する。

○監事に関する細則

第1条 定款第13条第1項(2)、第14条、第15条第4項、第16条及び第17条に基づき、監事に関する事項は本細則に定める。

第2条 監事は、理事会の推薦により監事候補者を選出し、評議員会の議及び総会における選任の議を経て、総会において選任する。

第3条 理事会は、次の各号の基準全てに該当する者を、監事候補者に推薦する。

- (1) 定款第15条第4項の職務を行うことにふさわしい経験等を有する者
- (2) その他、特に本学会において監事にふさわしいと認められる者

第4条 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 監事は理事会に出席するものとする。但し、議決権は持たない。

第6条 監事が任期中に辞任した場合は、本細則第2条及び第3条に準じて、後任者を選任する。但し、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

- 2 監事が、任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月31日をもって退任するものとする。後任者は、本条第1項に準じて選任する。但し、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

第7条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

- 2 本細則の改定は、平成22年(2010年)2月20日の理事会の議を経て、平成22年2月20日から施行する。
- 3 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成27年(2015年)11月1日に就任する監事候補者の選出時から施行する。

I. 庶務関連事項 6. 学術総会剰余金一支部追加活動費一にかかる規程の改定

○学術総会の運営に関する申し合わせ

1. 学術総会に関する細則第2条に基づき、学術総会の運営に関し次の事項を申し合わせる。
2. 学術総会の運営は、本学会定款、学術総会に関する細則及び本申し合わせ事項に抵触しない限り、当該学術総会会長によって決定し実施する。
3. 学術総会の会期は2日半から3日が望ましい。また日程は次の各項を配慮して決定する。
 - (1) 初日は開会式等の式典、本申し合わせ7.に記載した総会及び評議員会、学術総会会長講演を主に開催する。
 - (2) 教育講演(特別講演、文化講演も含む。以下同様)、レクチャー、シンポジウム、分科会(口演・示説)等は会期中、均等に設ける。
 - (3) 2題以上の教育講演、レクチャー、シンポジウムは別会場で同時並行して設けない。
 - (4) 懇親会は、会期が2日半以上の場合第2日が望ましい。
4. 学術総会への参加及び発表(連名者を含む)資格は次のとおりとする。
 - (1) 発表(連名者を含む)資格は、本学会会員(正会員、学生会員、名誉会員、終身会員)に限る。
 - (2) 参加資格は、本学会会員の他、社団法人日本栄養士会会員、栄養学研究者及び栄養学を学んでいる学生等が参加を希望する場合はこれを認める。なおこの場合の参加費は、本学会会員参加費と別に設けることができるが、学術総会会長はあらかじめ参加費を公表しなくてはならない。また、本学会会員以外の参加申込は原則として学術総会当日の申込とする。
5. 学術総会講演集は本学会誌「栄養学雑誌」の毎年5号の特別付録とし、次の事項を掲載する。
 - (1) 表紙デザインは、栄養学雑誌表紙デザインを使用する。
 - (2) 当該学術総会開催年の栄養学雑誌の巻5号及び「特別付録」、なお発行月は当該学術総会開催月を欧文表記する
 - (3) ISSNコード番号: ISSN0021-5147
6. 本学会名誉会員・協会員、学会賞協賛企業・団体等を、本学術総会(一部懇親会含む)に招待する。招待者名

簿は学会本部事務局より当該学術総会事務局へ送付し、これに係る業務及び諸経費は当該学術総会会長が負担する。
 なお、開催地における招待者は当該学術総会会長に一任する。

7. 学術総会に併せ本学会関係会議を開催する。会議名称及びその運営は次の各項による。
 - (1) 通常総会 運営は本学会理事長が、定款第26条、第27条及び第28条に基づきこれを行う。これにかかる会場費は当該学術総会会長が負担する。なお、本学会学会賞等の授与は通常総会の中で行うこととし、この授与にかかる諸経費は本学会理事長が負担する。
 - (2) 評議員会 運営は本学会理事長が定款第43条、第44条及び第45条に基づきこれを行う。これにかかる諸経費は当該学術総会会長が負担する。なお、評議員会は通常総会に先立ち開催する。また、昼食時間を利用して開催する場合は、昼食代として1,000円までの範囲で評議員から徴収することができる。
 - (3) 理事会 学術総会前日に本学会理事会を開催する場合の運営は、本学会理事長が定款第35条、第36条及び第37条に基づきこれを行い、これにかかる諸経費は当該学術総会会長が負担する。
8. 学術総会会長は学術総会終了後、事業報告及び収支決算を、書面をもって理事長に報告しなければならない。報告は当該会期日程最終日より2ヶ月以内とする。
9. 学術総会会長印（公印）は本学会で所有し、当該学術総会会長に貸与する。
10. 学術総会会長の引継は、本学会理事長が新旧学術総会会長を召集してこれを行う。
11. 本学会は、学術総会会長から書面による申請があった場合に、300万円の範囲内で準備金を支給する。
12. 本学会は、学術総会の円滑な運営のため、学術総会会長から書面による申請があった場合に、次の援助を行う。
 - (1) 貸付金制度
 - ①貸付金の限度額は300万円とする。申請は、学術総会会長に推戴された通常総会の翌日以降とする。
 - ②貸付金は無担保無利息とし、貸付期間は当該学術総会開催年の9月30日までとする。
13. 学術総会会長は、当該学術総会終了後に剰余金が生じた場合は、理事長に報告する。剰余金の使途は、定款第59条に準ずることを原則とするが、理事会の議を経て、次の目的に支出できることとする。
 - (1) 次年度の支部会活動費
 - ①剰余金の20%（但し100万円を限度とする）を次年度の支部会活動費に追加する。この追加活動費の取り扱いは、地方支部会に関する細則に定める。
 - (2) その他
14. 学術総会の会計は、別表の会計科目により経理を行う。
15. 本申し合わせの改定は理事会の議決による。

付則

- 1 本申し合わせは、平成15年度開催の理事会の議を経て平成16年7月18日から施行する。
- 2 本申し合わせの改定は、平成17年8月27日の理事会の議を経て平成17年8月27日から施行する。
- 3 本申し合わせの改定は、平成21年5月23日の理事会の議を経て、平成21年5月23日から施行する。
- 4 本申し合わせの改定は、平成24年8月25日の理事会の議を経て、第60回学術総会（平成25年度開催）から施行する。
- 5 本申し合わせの改定（別表に定める消費税算出方法）は、平成26年1月11日の理事会の議を経て、第61回学術総会（平成26年開催）から施行する。
- 6 本申し合わせの改定は、平成26年4月26日の理事会の議を経て、平成26年4月26日から施行する。

別表 学術総会会計科目

【収入の部】

No.	大項目	中項目（内訳項目、例）	消費税
101	参加費	事前申込（会員、学生会員、栄養士会会員） 当日（会員、学生会員、栄養士会会員、会員外の学生、左記以外）	○
102	準備金	日本栄養改善学会	
103	助成金	関連学協会・団体、行政（都道府県、市区町村等）、コンベンション	
104	賛助会員	養成校、企業、団体、個人	
105	賛同会員	養成校、企業、団体、個人	
106	協賛金	ランチョンセミナー、コンgresバッグ、スポンサードシンポジウム	○
107	広告収入	講演集	○
108	展示収入	一般企業・団体、書籍	○
109	懇親会収入	懇親会参加費	○
110	食料費	参加者弁当（弁当の販売の有無は学術総会会長に一任）	○
111	雑収入	講演集頒布、託児料金利用者負担分等	○
112	利息収入	預金利息	

【支出の部】

No.	大項目	中項目（内訳項目、例）
201	給料手当	事務局スタッフ給料（通勤手当を支給する場合は通勤手当も含む）

202	臨時雇賃金	アルバイト（当日スタッフを含む）
203	会場費	会場借上、会場設営費、会場設備費（機材借上・リース、消耗品等）
204	業務委託費	会場設営委託費、学術総会運営事務委託費、ホームページ業務委託費
205	印刷製本費	講演集、ポスター・チラシ、参加証
206	報償費	講師等謝礼金（講師等の旅費を実費以外で支給する場合は報償費として扱う）
207	懇親会費	会場費、飲食費等、懇親会にかかる全費用（懇親会費≦懇親会収入の20%増）
208	食料費	当日スタッフ弁当、参加者等弁当、等
209	市民公開講座	会場費、報償費、ポスター・チラシ、配付資料印刷費
210	会議費	実行委員会開催費用（旅費を含む）
211	旅費・交通費	講師等旅費（実費支給の場合）、当日スタッフ旅費
212	通信運搬費	電話料金、ハガキ・切手、宅配便等
213	消耗品費	単価10,000円以上の事務局業務用消耗品（備品）
214	事務用品費	単価10,000円未満の事務局業務用消耗品・文具等
215	支払手数料	銀行振込手数料、郵便局各種料金、損害保険料
216	リース料	OA機器等リース料
217	地代家賃	事務所借料
218	光熱水費	電気料、水道料金等
219	租税公課	収入印紙
220	印刷費	事務局関係印刷費（封筒等）
221	消費税	簡易課税方式により消費税を算出、本部に送金 収入の部の消費税○の合計金額×8/108×10%=学術総会消費税分

○地方支部会に関する細則

第1条 定款第66条に基づき、特定非営利活動法人日本栄養改善学会地方支部会に関する事項は本細則に定める。

2 地方支部会は、その地方における特徴を生かし、栄養学と健康科学に関する幅広い分野で、学術的調査研究、情報コミュニケーションを行うとともに、一般の人々に対し、栄養管理の支援・助言・協力をを行い、さらに栄養改善・健康増進に関する知識及び技術の教育普及活動を行い、もって栄養学と健康科学の振興を図り、科学的根拠に基づく栄養実践活動により、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

第2条 地方支部会の名称及び区分は、次のとおりとする。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会北海道支部会（北海道）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会東北支部会（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会関東・甲信越支部会（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会北陸支部会（富山、石川、福井）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会東海支部会（岐阜、静岡、愛知、三重）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会中国支部会（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会四国支部会（徳島、香川、愛媛、高知）

特定非営利活動法人日本栄養改善学会九州・沖縄支部会（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第3条 地方支部会は、本細則第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会地方支部会学術総会の開催

(2) 研修会、市民公開講座等の開催

(3) その他、地方支部会の目的を達成するために必要な事業

第4条 地方支部会は、その地方に所属する本学会会員をもって構成する。

第5条 地方支部会に、次の役員を置く。

支部長 1名

幹事 若干名

監事 2名

支部会学術総会会長 1名

第6条 支部長は地方支部会を代表し、その業務を総理する。

2 幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。

3 監事は、定款第15条4項と同等の職務を行う。

4 支部会学術総会会長は、当該年度の支部会学術総会を組織し運営に当たる。

第7条 支部長、幹事及び監事の任期は2年、支部会学術総会会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8条 会議は、支部会総会、幹事会の2種とする。

(1) 支部会総会は、支部長が毎年1回以上招集し、地方支部会の重要事項について議決する。

(2) 幹事会は、幹事をもって構成し、支部長が必要と認めたときに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明示して毎年1回以上開催する。幹事会は、支部長が招集して、その議長となる。

第9条 地方支部会の経費は、本部からの活動費及び当該支部会におけるその他の収入をもってこれにあてる。

2 本部からの活動費は次の3種とし、活動費の額は理事会の議を経て決める。なお理事会が学術総会の運営に関する申し合わせ13(1)に定める追加活動費(以下、「追加活動費」と称す)を承認した場合は、支部会にこれを交付する。

- (1) 基本活動費
- (2) 会員数割活動費
- (3) 市民公開講座事業費

3 地方支部会の資産は、当該支部長が管理し、その方法は当該支部会総会の議決を経て、支部長が別に定める。

4 地方支部会の会計は、定款第52条に準じて行うことを原則とする。

5 会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

6 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費の支出額を別に定める活動費の使途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替えるものとする。

第10条 支部長は、毎年8月末日までに、前年度の事業報告、役員名簿及びその年度の事業計画を理事長に提出するものとする。

2 支部長は、次の事項に変更があった場合は、遅滞なく変更後の事項を理事長に提出するものとする。

- (1) 支部会規則
- (2) 支部長
- (3) 支部会事務所

第11条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則の実施に関わる事項については、当該支部会においてこれを定める。

2 本細則は平成16年(2004年)7月17日から施行する。

3 本細則の改定は、平成24年(2012年)8月25日の理事会の議を経て、平成24年8月25日から施行する。

4 本細則第2条に定める地方支部会を、平成25年(2013年)7月31日までに設立する。新たに設立する地方支部会に対し、設立準備金として1支部会につき20万円を支給する。

5 本細則の改定は、平成26年(2014年)4月26日の理事会の議を経て、平成26年4月26日から施行する。

○地方支部会に関する申し合わせ

1. 活動費は、地方支部会に関する細則第3条に定める事業の円滑と活性を目途に交付する。交付する金額は、年度当初の理事会の議を経て決定する。

(1) 基本活動費・・・主に支部会学術総会事業の円滑な実施を目途に交付する。支部会学術総会を実施しない年度においては、基本活動費は交付しない。

(2) 会員数割活動費・・・地方支部会に関する細則第3条に定める事業の円滑な実施を目途に交付する。会員数は、交付する年度の前年度末日の本学会正会員及び学生会員の数とする。

(3) 市民公開講座事業費・・・支部会市民公開講座事業の円滑な実施を目途に交付する。対象となる事業は、本部の当該年度の予算に計上されているものとする。支部長は、当該事業実施2ヶ月前までに、所定の申請書を理事長に提出する。

2. 支部会学術総会の運営

(1) 発表者資格

① 発表者(ファーストオーサー): 特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員に限る

② 共同研究者: 特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員他

(2) 参加資格: 特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員他

(3) 参加費等負担金: 特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員を考慮する。

(4) 開催案内・公告: 栄養学雑誌、特定非営利活動法人日本栄養改善学会ホームページ、その他

3. 会計

(1) 会計科目は別表1のとおりとする。

(2) 地方支部会に関する細則第9条2項に定める3種の活動費の使途は別表2のとおりとする。

(3) 地方支部会に関する細則第9条2項に定める追加活動費の使途は、本申し合わせ別表1に定める事業費科目(但し係員賃金等件費、食料費、通信運搬費は除く)の範囲とする。

(4) 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費の支出額を前述の使途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替える(本部は貸借対照表の前払費用、支部会は前受金に計上する)ものとする。

(5) 税金: 所得税(源泉徴収事務)、印紙税等、支部会活動にかかる税金については、当該支部会所管の税務署の指導を受け適切に行うこと。

4. 本申し合わせの改定は、理事会の議決による。

付則

1 本申し合わせは、平成15年度開催の理事会の議を経て平成16年7月18日から施行する。

2 本申し合わせの改定は、平成20年8月9日の理事会の議を経て、平成20年8月9日より施行する。

3 本申し合わせの改定は、平成24年8月25日の理事会の議を経て、平成24年8月25日から施行する。ただし、新たに

設立する地方支部会については、活動体制が整った時点で本申し合わせの対象とする。

4 本申し合わせの改定は、平成26年4月26日の理事会の議を経て、平成26年4月26日から施行する。

別表1 地方支部会の会計科目

【収入の部】

大項目	中項目	具体的な内容・例
1. 活動費収入 (学会本部)	基本活動費 会員数割活動費 市民公開講座事業費	
2. 事業収入	学術総会事業収入	参加費、助成金、賛助会費、協賛金(展示・広告・その他)、懇親会費、食料費、雑収入(講演要旨集頒布)等
	市民公開講座事業収入	協賛金(本部の事業費は1.活動費収入に計上すること)等
	セミナー事業収入	参加費等
3. 寄付金収入	寄付金収入	
4. その他収入	利息収入	預金利息

【支出の部】

大項目	中項目	具体的な内容・例
1. 事業費	学術総会事業費	事業費：会場費、委託費、印刷製本費(講演要旨集・ポスター)、懇親会費、報償費(講師謝礼金・旅費)、食料費、係員賃金等 管理費：会議費、旅費・交通費、通信運搬費、消耗品費、事務用品費、支払手数料等 ※管理費＝学術総会事業のため、その準備期間中にかかる管理費用
	市民公開講座事業費	会場費、印刷製本費(パンフレット、ポスター)、報償費(講師謝礼金・旅費)、食料費、係員賃金等
	セミナー事業費	会場費、印刷製本費(パンフレット、ポスター)、報償費(講師謝礼金・旅費)、食料費、係員賃金等
2. 管理費	会議費	会議出席旅費、会場費等
	通信運搬費	
	事務用品費	
	支払手数料	
3. 予備費	予備費	

別表2 活動費の使途

(1) 基本活動費 (2) 会員数割活動費	事業費	会場費	交付額の50%程度
		印刷製本費	交付額の30%程度
		報償費(講師謝礼金・旅費)	交付額の50%程度 報償費の対象は本学会会員以外とする。ただし、当該支部会以外の会員は、旅費のみ対象とする。
	管理費	会議費	交付額の10%まで
		通信運搬費	交付額の5%まで
		事務用品費	交付額の5%まで
(3) 市民公開講座事業費	会場費	交付額の50%程度	
	印刷製本費	交付額の30%程度	
	報償費(講師謝礼金・旅費)	交付額の50%程度 報償費の対象は本学会会員以外とする。ただし、当該支部会以外の会員は、旅費のみ対象とする。	
	通信運搬費	交付額の10%まで	